

長岡市立保育施設
食物アレルギー対応マニュアル

長岡市教育委員会
令和2年11月（改訂版）

目次

| | | |
|----------|---|----|
| 1 | 食物アレルギー・アナフィラキシーについて | 2 |
| 2 | 食物アレルギー対応について | 3 |
| 3 | 食物アレルギー児の給食提供について | 7 |
| 4 | 食物・食材を扱う活動について | 12 |
| 5 | 内服薬やエピペン®の処方を受けている 園児の受け入れについて | 14 |
| 6 | 緊急(アナフィラキシー発症)時の対応 | 17 |
| 7 | 誤食事故が起こった場合について | 19 |
| ★資料 1～7 | | |
| ★様式 1～12 | | |

1. 食物アレルギー・アナフィラキシーについて

(1) 食物アレルギーとは

食物アレルギーは、特定の食物を摂取した後にアレルギー反応を介して皮膚・呼吸器・消化器・あるいは全身性に生じる症状のことを言い、そのほとんどは食物に含まれるタンパク質が原因で生じる。

(2) 食物アレルギーの症状

食物アレルギーの症状は、多岐にわたる。皮膚・粘膜・消化器・呼吸器、さらに全身性に認められることがある。最も多い症状は皮膚・粘膜症状である。複数の臓器に症状が出現する状態をアナフィラキシーと呼び、呼吸器症状の出現はさらにアナフィラキシーショックへ進展するリスクが高まり注意が必要である。

食物アレルギーの症状

| | |
|-------|--|
| 皮膚症状 | あかみ、じんましん、腫れ、かゆみ、しゃく熱感、湿疹 |
| 粘膜症状 | 白目の充血・腫れ、かゆみ、涙、まぶたの腫れ 鼻水、鼻づまり、くしゃみ 口の中・くちびる・舌のかゆみ・違和感・腫れ |
| 呼吸器症状 | 喉の違和感・かゆみ・締め付けられる感じ、声がかすれる、飲み込みにくい 咳、「ゼーゼー」「ヒューヒュー」、胸が締め付けられる感じ、息苦しい、 唇や爪が青白い（チアノーゼ） |
| 消化器症状 | 気持ちが悪くなる、嘔吐、腹痛、下痢、血便 |
| 神経症状 | 頭痛、元気がない、ぐったり、不機嫌、意識もうろう、尿や便を漏らす（失禁） |
| 循環器症状 | 血圧低下、脈が速い、脈が触れにくい、脈が不規則、手足が冷たい、 顔色・唇や爪が白い（末梢循環不全） |

「食物アレルギーの栄養食事指導の手引き 2017」より

(3) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しきなどの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態を指す。その中でも、血圧が低下し意識レベルの低下や脱力をきたすような場合を、特に“アナフィラキシーショック”と呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態である。

2. 食物アレルギー対応について

1 食物アレルギー対応の流れ

食物アレルギーは、生命に危険を及ぼすアナフィラキシーショックを起こすことがあるため、日常生活を送るうえで十分な注意が必要である。保護者から情報を正しく収集し、医師の診断および指示に基づいて園の対応を決定する。また、職員間で情報共有し、全職員が共通の対応ができる体制を備えておく必要がある。

【保育所におけるアレルギー対応の基本原則】

- 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する
- 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する
- 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る
- 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）

(1) 保護者への周知、食物アレルギー児の対応説明 【様式-1】【様式-2】

- ① 保護者に「児童の食物アレルギー症状の確認について」（様式-1）を配布し、対応が必要な園児は申し出てもらう。
新入園児：入園申込み時や入園説明会等で説明し、申し出てもらう。
在園児：進級時に食物アレルギーの状況を再確認する。
- ② 医師の診断、指示を受けて、食事制限を家庭で行っていることを前提とする。
- ③ 食物アレルギーが疑われるが、医療機関を受診していない場合は受診を勧める。
- ④ 申し出のあった保護者に対し園における食物アレルギー対応を説明する。（様式-2）

(2) 食物アレルギー児の把握 【様式-3】【様式-4】【様式-5】【様式-7】

- ① 保護者から申し出があった場合は「保育園等における生活管理指導表」（様式-3）を提出してもらう。
- ② 提出された「保育園等における生活管理指導表」（様式-3）をもとに面談、対応の確認を行い「食物アレルギーに関する対応表（園記載）」（様式-4）に記載する。
- ③ 緊急時に備えた処方薬（内服薬やアドレナリン自己注射薬〈以下エピペン[®]〉）を処方された場合は、「5. 内服薬やエピペン[®]の処方を受けている園児の受け入れについて」（p.14）を参照

※ 医師の指示内容に変更があった場合 【様式-3】【様式-4】【様式-6】

- 医師の指示が増えた場合、「保育園等における生活管理指導表」（様式-3）を再提出してもらい「食物アレルギーに関する対応表（園記載）」（様式-4）に記載する。（様式-4は追記修正でも可）
- 医師の指示により除去解除の指示が出た場合（除去解除の場合は「保育園等における生活管理指導表」の再提出は不要）は、家庭で除去解除の食事を複数回行ってもらい、症状が誘発されないことを確認したうえで、保護者から「除去食解除申請書」（様式-6）を提出してもらう。

(3) 全職員で情報を共有する

関係書類を全職員で周知し、情報を共有する。

(4) 給食の提供について

「3. 食物アレルギー児の給食提供について」を参照

(5) 引継ぎについて

① 次年度への引き継ぎ

- 次年度の対応に変更がないか保護者に確認し、新年度職員に確実に引き継ぐ。
- 新年度職員は関係書類に不備はないか確認する。

② 市内の保育園・幼稚園等へ転園時

- 転園時の受け入れをスムーズにするため、「保育園等における生活管理指導表」(様式-3)を保護者に返却する。

③ 就学時の引き継ぎ、卒園時

- 就学時の受け入れをスムーズにするため、保護者の了承を得たうえで「保育園等における生活管理指導表」(様式-3)をもとに小学校に情報提供する。
- 卒園時には「保育園等における生活管理指導表」(様式-3)は保護者に返却する。

(6) その他

① 関係書類について

- 関係する書類は、一緒に保管・管理する。(生活管理指導表、食物アレルギーに関する対応表、アレルギー用献立表の原本等)
- 次回受診日を過ぎている、または1年以上診察を受けていない場合は受診を勧める。

② 園バスの利用について

- バス乗車中の緊急対応について園と保護者で確認、共通理解をしたうえでエピソード[®]所持児童もバスの利用を可能とする。

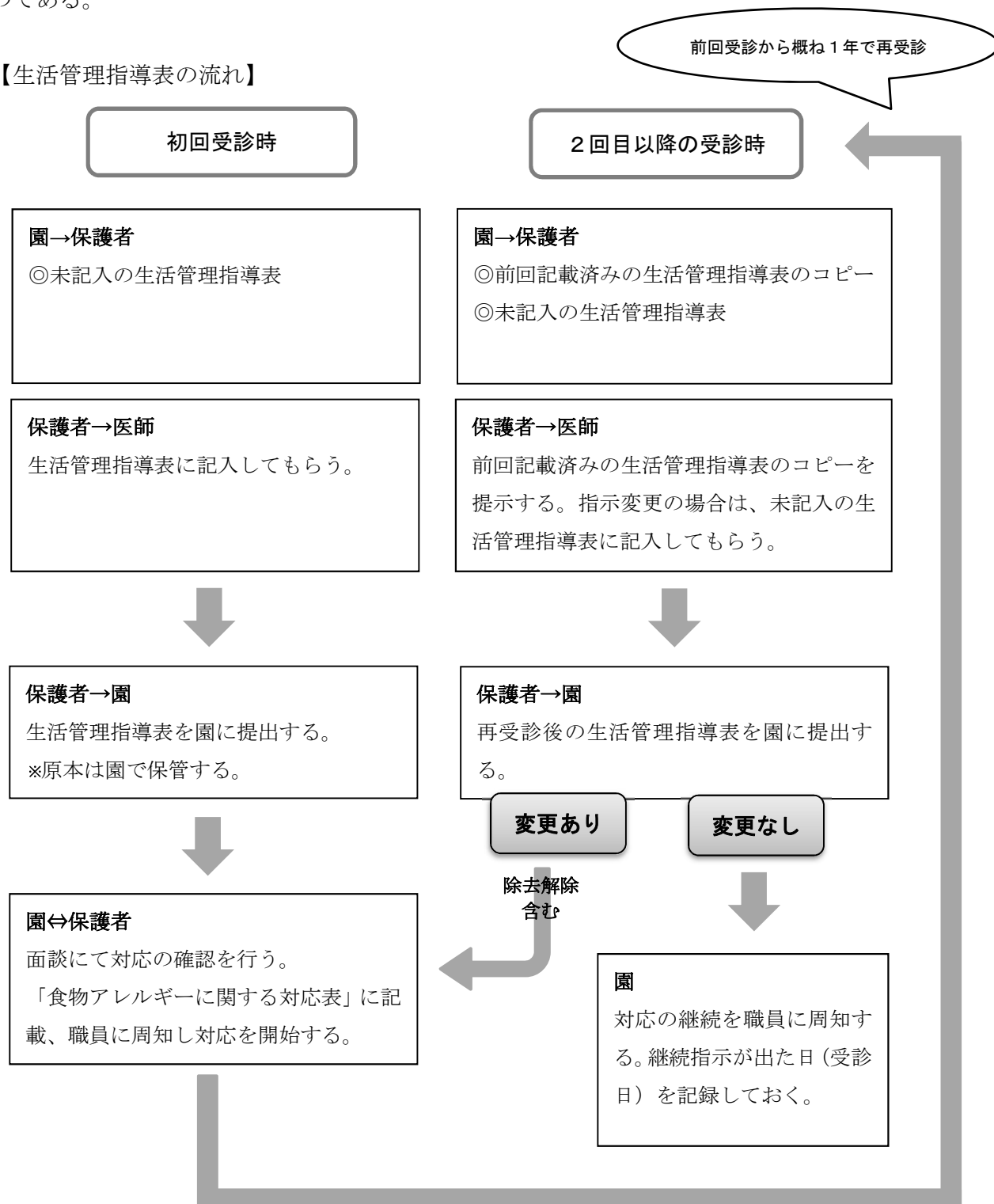
③ 一時保育について

- 入園児童と同様の対応を基本とする。
ただし在園している食物アレルギー児への対応を優先し、状況によっては一時保育利用時への給食提供は行わず、家庭からの弁当持参を検討すること。

2 生活管理指導表の活用

保育園において、関係者の共通理解の下で、アレルギー疾患を有する子ども一人一人の症状等を正しく把握し、子どものアレルギー対応を適切に進めるためには、保護者の依頼を受けて、医師が記入する「保育園等における生活管理指導表」に基づき適切に対応することが重要である。生活管理指導表は、保育園における子どものアレルギー対応に関して、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育園における重要なコミュニケーションツールとなるものである。

【生活管理指導表の流れ】



食物アレルギー児受け入れの流れ

児童の食物アレルギー症状の確認について【様式-1】

(全園児対象：途中入園含む)

保護者より申し出のあった場合

食物アレルギー児の把握

- ・園での対応の説明【様式-2】
- ・「保育園等における生活管理指導表」【様式-3】を提出してもらう
- ・保護者面談の際、「食物アレルギーに関する対応表(園記載)」【様式-4】に記録を残す

エピペン®処方された場合
嘱託医にも報告する

除去(代替)食対応のみ

除去(代替)食対応+緊急時内服薬・エピペンあり

エピペン®処方されている場合には
「エピペン®所持児童の緊急対応の情報提供について」【様式-5】にて
同意書もらった上で「エピペン®の処方を受けている園児の報告」
【様式-7】を保育課に提出

保育課から 消防・救急搬送先に事前情報提供

【様式-8】保育課⇒消防

【様式-9】保育課⇒救急搬送先(日赤・立川・中央)

【様式-3】【様式-4】を全職員に周知し、給食(おやつ)提供および緊急時対応の体制が
整い次第、園対応を開始する

■給食(おやつ)提供までの流れ・・・P7~P11

■緊急時対応・・・・・・・・・・資料1~7

除去食解除の場合
「除去食解除申請書」
【様式-6】提出してもらう

- ※年度ごとに食物アレルギー児全員、指示内容に変更がないか保護者に確認する。
- ※概ね年1回は受診してもらい、指示に変更があった場合には「生活管理指導表」を提出してもらう。(除去解除の場合は不要)
- ※エピペン®所持する児童については【様式-7】を新年度ごとに保育課に提出する。

3. 食物アレルギー児の給食提供について

園における食物アレルギー対応は、できる限り安全に給食を提供するため“完全除去”対応とする。完全除去とは、アレルギーを持つ児に対して、個々の摂取可能な上限量に対応するのではなく、アレルゲンが含まれる食品を一切提供しない対応である。医師から部分解除の指示がある場合でも、全解除の指示が出ない限りは園の給食・おやつでは提供しない。

また、誤食事故は、給食やおやつの提供時に起こることが大多数である。食物アレルギー児の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとることが重要である。

1 公立保育施設の献立

(1) 出来るだけ全員が同じものを食べられるようにする

- なるべく原因食物を使用していない製品を使用する。

例：卵が含まれていないマヨドレ、乳・卵抜きのかまぼこやハム 等

(2) 原因食物の「見える化」

- 卵、乳製品、小麦を練り込む調理は行わず、見た目で見える状態でしか提供しない。
- 献立名からも原因食物を使用していることがわかるようにする。

例：野沢菜チャーハン(卵入り) 等

(3) 使用禁止食材

- アレルギー児の在園の有無に関わらず、下記の食品を全園統一で使用禁止とする。

※加熱が不十分な卵を含む食品

マヨネーズ、カスタードクリーム及びカスタードクリームを含む食品

アイスクリーム（卵の使用の有無に関わらず使用禁止）、プリン

※新規発症のリスク、給食で使用しない山芋を含む可能性がある食品

キウイフルーツ、ピーナッツ、アーモンド、くるみ、そば、はんぺん、がんもどき

※誤飲防止の観点

プラム、びわ

(4) 加熱・非加熱の対応

- 原因食品が「生卵のみ」の場合

上記の「※加熱が不十分な卵を含む食品」を使用禁止食材とすることで、生卵のみ除去の児についてはアレルギー対応は行わない。

- 「加熱〇〇は摂取可」と診断が出た場合

生卵以外は、加熱・非加熱で対応を分けることはしない。

(例) 加熱パイン可、加熱りんご可、加熱エビカニ可など、生活管理指導表に記載があっても、公立保育施設では完全除去対応を行う。

2 給食提供の流れ

(1) 献立内容の確認

- 保護者へはアレルギー用献立表で除去食、代替食を事前に提示し確認してもらう。
- 最終版をコピーし、保護者・調理員・担任が保管する。原本は事務室に保管する。
- 基本献立から食材を変更したり、メニューを追加したりする場合は、全員が食べられる献立・食材にする等、複雑な対応にならないように計画すること。必ずアレルギー用献立表にも追記すること（おやつも含む）。

(2) 発注

- 配合表（原材料表示）の確認

加工食品等については、配合表でアレルゲンの有無を確認する。また、加工食品等をアレルギー児に提供する場合は、配合表を保護者に確認してもらう。

※ メーカーで規格変更することがあるので、変更したら連絡してもらうよう、業者に伝えておくといよい。

- 使用禁止食材やそれらが含まれている食品は、発注しないようにする。

(3) 納品

- 加工食品等はパッケージ（原材料表示）を見て、発注したものと別のものが来ていないか、再度確認する。

(4) 調理員⇄保育者間の打ち合わせ（朝礼または終礼時）

- 当日（または翌日）提供する給食の対応について、職員全員が把握する。

【確認内容】

- ・ 献立名
- ・ 使用する食材
- ・ アレルギー対応の有無
- ・ アレルギー対応の内容について（除去(代替)食、園児名）等
- ・ おやつ（午前・午後）

(5) 調理員間の打ち合わせ（調理当日（朝））

- 毎朝、調理員全員がそろった時点で、当日の献立及びアレルギー対応（除去代替内容、作業工程、おやつ）について打ち合わせをする。

(6) 調理

- 調理作業中は声だしを行ない、調理室内全員で確認を行う。
- 代替食は保存食を採取すること。

(7) 盛り付け (調理室)

- 除去(代替)食を専用食器 (以下「ピンク食器」という) に盛り付け、すぐにラップをし、これを必ず個人専用トレーに乗せる。調理員間で、事前に確認していた対応と合っているか再度確認を行う。
 - ※ 個人専用トレーは、名前、給食対応を行うアレルギーを明記する。
 - ※ 除去・代替食のみ、調理室から提供する。共通で食べられる献立は原則保育室で盛付する。
 - ※ 除去・代替食のない日は、原則保育室で盛付する。(除去・代替食のない日も個人専用トレー、ピンク食器を使用すること)
 - ※ アレルギー児は「おかわり無し」とする。1回で盛りきれない分は個人専用トレーの中でのみ移し替えることができる。

(8) 検食

- 検食者は、チェック済みのアレルギー用献立表の原本(離乳食は日誌)を見ながら検食を行う。既製品を提供する場合は外装や配合表もあわせて確認する。
 - ※ 除去食(例: 卵スープ⇒卵抜きスープ)は検食不要。(完成品の検食を行うため)
 - ※ 代替食(例: 卵焼き⇒ウィンナー)は検食を行う。

(9) 配膳 (給食室から保育室へ)

- 除去・代替食は、原則普通食の盛付前に受け渡しを行うこと。
 - ※ 受け渡し時、保育者はチェック済みのアレルギー用献立表で、除去(代替)食の内容を確認する。必ず保育者側から声掛けをする。
 - ※ 保育者が調理員から受け取る時は、声だし確認・指さし確認をする。
 - ※ エレベーターがある園で、対面での確認が難しい場合は、内線等を活用して内容の確認を行う。

確認内容

- 保育者
 - アレルギー児のクラス、氏名
 - 除去・代替となる献立、対応内容(例: 卵入りスープ⇒卵抜き)
- 調理員
 - 除去・代替内容に間違いがないか復唱

- 除去(代替)食がない日
保育者、調理員の双方が「除去なし」と声だし確認をする。

(10) 配膳 (保育室)

- アレルギー児の席の配置は、児童の年齢や特性により決定する。他の園児の食事に手を伸ばしてしまう場合などはテーブルを分ける等の対応をする。
- 保育室に除去(代替)食を運んで来た際、クラス内の職員全員に周知する。

- 共通で食べられる献立については、原則保育室で盛付をする。最初にアレルギー児の分を盛付け、個人専用トレーにセットする。
- アレルギー児に提供する前にもう1度、複数の職員で確認し配膳する。
 - ※他の園児の食事と交わらないようにする。
 - ※個人専用のトレー内からは食事を移動させない。
 - ※自分のアレルギー食について理解できる年齢の児には確認をさせる。
 - ※アレルギー児の席に個人専用トレーを配膳するタイミングは各園で決定する。

(11) 食事

- 全職員が席に着いた時点で最終確認をし、食事をはじめる。
- 原則、未満児クラスのみアレルギー児のそばに保育者がつくこととする。
以上児クラスについては児童の特性により各園で決定する。
 - ※アレルギー児につく保育者の献立は、原則普通食とする。そばにつくアレルギー児の特性により、除去・代替食を喫食する。
 - ※除去・代替食の有無にかかわらず、「アレルギー児はおかわり無し」とする。
 - ※他の子どもたちにも食物アレルギーに関する理解や協力を求める。
- 食事中および食後にアレルギー症状が出現していないか十分に観察するとともに、訴えを聴き、早期発見に努める。

(12) 食後

- 除去、代替食があった日は、食事がこぼれていないか確認をし、食材がテーブルや床に残らないように注意する。

(13) おやつ

- 給食と同様の対応を行う。
- 既製品を使用する場合は、検食や受け渡し時に外装をつけ、原材料を確認する。
手作りおやつであっても、使用する食材の原材料を確認する。
- 延長保育、土曜保育のおやつにも注意する。

(14) その他

- アレルギー用献立表のコピーはひと月終わったら廃棄する。原本のみ事務室で保管する。
- 食物アレルギー児がいる場合は、「クラス、園児名、アレルゲン」を調理室に掲示し、調理する人が代わっても、分かるようにしておく。
- 調理代行・日々任用職員を依頼する場合は依頼園から、代行・日々任用職員へ連絡をとること（調理作業の留意点、アレルギーの除去食・代替食ついて等）。
- 弁当持参時の対応について（遠足、土曜保育など）
家庭から弁当を持参する場合は、園児同士でおかずや飲み物などの交換が行われないう注意する。

(15) 災害への備え

- 火災や自然災害などが発生した場合など、通常とは異なる環境・体制の下で保育を継続して行うことについて想定しておく。
- 園で非常用献立を提供する場合、アレルギー児を含めた全員が食べられる献立を計画、食材の準備をしておく。

このマニュアルに基づき、各園の実態に即して園での対応の見直し、修正等を行うこと。
(原則とした部分についても全職員共通理解の下、各園の状況に合わせて検討してよい)

保育所内の「アレルギー疾患対応マニュアル」の内容（例）

- * 対応の原則、体制、手順、役割分担、安全な環境整備、誤食防止対策等
- * 生活管理指導表の取扱い
- * アレルギーに関する情報の管理方法（対応状況、ヒヤリハット及び事故の発生状況）
- * 緊急時の対応（「エピペン[®]」の使用に関することを含む）
- * 災害への備え
- * 研修
- * 関係機関との連携 等

（保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 2019 改訂版）

4. 食物・食材を扱う活動について

稀ではあるが、ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす子どもがいる。このような子どもは、原因物質を“食べる”だけでなく、“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因となるため、個々の子どもに応じた配慮が必要である。主治医からの指示を参考に、保護者と十分な協議をして対応をする必要がある。

保育園における食育は、食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していく上で、非常に重要である。ただし、誤食は食物を扱う様々な場面において起こりうることから、安全性を最優先するとともに、事故が起こらない環境及び体制を整えることが必要である。また、誤食を恐れるあまり、食物アレルギーを有する子どもに対する過剰な対応をすることがないように、正しい知識をもって行うことも重要である。

(1) 小麦粉を使った遊び・作製（小麦）

小麦アレルギー児は、小麦粘土に触れることにより、アレルギー症状が出る場合がある。小麦が含まれていない粘土を使用する。

(2) 牛乳パック等を使用した工作（牛乳）

牛乳アレルギー児は、工作に使う牛乳パックに微量の乳成分が残存していた場合、それに接触または口に入れたりすることでアレルギー症状を起こす場合が稀にある。特に重症な牛乳アレルギー児がいる場合には、他の園児と変わらない活動ができるように配慮し、活動内容の変更などを検討する必要がある。

(3) 豆まき（大豆、ピーナッツ）

大豆は加熱処理してもアレルゲン性は低くならず、発酵（みそ、しょうゆ等）によってアレルゲン性が低くなると知られている。節分などの豆まきを行う場合は、大豆アレルギーの園児が誤食しないように見守り等の配慮が必要である。また、豆まきは大豆のほかにピーナッツを使用する場合がある。ピーナッツはアナフィラキシーを起こす危険性が高い食物のため、園での使用は避けた方がよい。（長岡市立保育施設ではピーナッツは使用禁止食材）

(4) 園外活動、行事

普段と違う環境や活動を行う時は、通常は行っているアレルギーの確認作業が希薄になり事故が起きやすくなる。アレルギーを起こす食材を使用しないなど計画の段階から、活動内容の検討が必要である。



(5) その他

- 在園児以外の者へのアレルギー対応(除去・代替食の提供)は行わない。
- 食物アレルギーを持つ実習生等については、事前に献立表を配付し、本人の申し出(自己責任)により食べ物の提供はしない。(除去のない日の提供は可)
- 職場体験やボランティアの中学生・高校生等については、食物アレルギーの有無に関わらず食べ物の提供はしない。(弁当持参の場合、園児と同室での喫食はさせないこと)

5. 内服薬やエピペン®の処方を受けている園児の受け入れについて

園児が食物アレルギー及びアナフィラキシーを発症した場合には、その症状に応じた適切な対応をとることが求められる。発症に備えて主治医より医薬品が処方されている場合には、その使用を含めた対応を検討する。

(1) 緊急時に備えた処方薬

緊急時に備え処方される医薬品としては、皮膚症状等の軽い症状に対する内服薬とアナフィラキシーショック等に対して用いられるアドレナリンの自己注射薬である「エピペン®」がある。

① 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）

内服薬としては、多くの場合、抗ヒスタミン薬やステロイド薬が処方されてる。誤食時に備えて処方されることが多い医薬品だが、症状出現早期には軽い皮膚症状などに対してのみ効果が期待できる。

ショックなどの症状には、これらの内服薬よりも「エピペン®」を適切なタイミングでためらわずに注射する必要がある。

② アドレナリン自己注射薬（商品名：「エピペン®」）

「エピペン®」は、アナフィラキシーを起こす危険が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる患者（子ども本人）もしくは保護者が自己注射する目的で作られたものである。医療機関でのアナフィラキシーショックの治療や救急蘇生に用いられるアドレナリンという成分が充填されている。自己注射の方法や投与のタイミングは、医師から処方される際に指導を受ける。

重篤なアナフィラキシーショック症状に対して、できる限り早く、アドレナリンを投与することが生死を分けるとも言われており、救急搬送時間を考慮すると保育所で投与が必要となる場合もある。アドレナリンを投与しても、再び血圧低下など重篤な状態に陥ることがあるため、「エピペン®」を使用した後は、速やかに救急搬送し、医療機関を受診する。



携帯用ケース



エピペン®（注射薬）

(2) 保育所における緊急時対応のための備え

子どもや保護者自らが「エピペン®」を管理、注射することが基本だが、園においては低年齢の子どもが自ら管理、注射することは困難なため、その場にいる保育士等が注射することが必要な場合がある。緊急の際は、園職員が注射することを想定の上、全職員の理解を得て、連携体制を整えておくことが重要である。

●投与のタイミング

処方した主治医の指示に従って、適切に接種する。

参考

一般向けエピペンの適応（日本小児アレルギー学会）

エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、
下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。

| | | |
|--------|-----------------------------|---|
| 消化器の症状 | ・繰り返し吐き続ける | ・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み |
| 呼吸器の症状 | ・のどや胸が締め付けられる ・持続する強い咳込み | ・声がかすれる ・ゼーゼーする呼吸 ・犬が吠えるような咳 ・息がしにくい |
| 全身の症状 | ・唇や爪が青白い ・意識がもうろうとしている | ・脈を触れにくい・不規則 ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす |

●「エピペン®」の管理・保管（様式-12 内服薬・エピペン保管依頼書を活用）

- ・アナフィラキシー症状発現時に備えて、「エピペン®」はすぐに取り出せる場所に保管する。
- ・「エピペン®」がどこに保管されているかを全職員が知っておく。
- ・子どもの手が届かないところに保管する。

●具体的な保管における注意点

- ・15℃～30℃での保管が望ましい（冷蔵庫等の冷所や、日光のあたる高温になる場所は避ける）
- ・携帯用ケースに収められた状態のまま、使用するまで取り出さない。
- ・プラスチック製品で、落下破損する可能性があるので注意する。
- ・薬液が変色していたり、沈殿物がみつかったりした場合は、保護者にその旨を伝える。

●エピペン®接種

- ・資料4参照

●その他

エピペン®処方対象者は、過去にショックを含めて、強いアナフィラキシー症状を起こしたことがある人、検査結果などから強いアナフィラキシー症状を起こす可能性の高い人である。つまり、エピペン®処方対象者は、強いアナフィラキシー症状を発症するリスクが高いといえる。

(3) 受け入れ時の対応

《保育課への報告》（年度初めは全員提出、新規の場合は随時）

「エピペン®の処方を受けている園児の報告¹」（様式-7）

- ① エピペン®所持児童は「保育園等における生活管理指導表」（様式-3）、「食物アレルギーに関する対応表（園記載）」（様式-4）に加え「エピペン®所持児童の緊急対応の情報提供について（お願い）」（様式-5）及び「内服薬・エピペン®保管依頼書」（様式-12）が必要となる。
- ② 保護者から（様式-5）の「同意書」に署名・捺印をしたものを提出してもらう。
- ③ 園における管理体制を整え、全職員で園児の情報を共有し緊急体制が整った上で内服薬、エピペン®を預かる。
- ④ 関係機関、嘱託医への情報提供を行う。
 - ・長岡市消防本部警防課、救急搬送先となる立川総合病院、長岡赤十字病院、長岡中央総合病院への情報提供は保育課が行う。（様式-8）（様式-9）
 - ・園でエピペン®を預かる場合、嘱託医には園から情報提供を行う。
- ⑤ 研修（エピペン®の取り扱い）
 - ・研修は受け入れ時のみとせず、心肺蘇生法・AED講習、園内研修、園外研修の機会を利用し定期的に行うこと。
 - ・エピペン®処方児について、保護者から希望があり主治医の了解が得られれば、受診時に同席させてもらうことも可能である。

6. 緊急（アナフィラキシー発症）時の対応 [資料1～7参照]

※ 誤食の事実や原因食品が確認できなくても、症状に基づいて対応する

アレルギー疾患をもつ園児が、アナフィラキシーをきたした場合は、園職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように情報を共有し、緊急時に即応できるようにする。アナフィラキシーは様々な症状が出現し、急速に悪化することも多いので軽症であっても子どもから決して目を離さず、すぐ周りに応援を頼むこと。また、今まで症状が現れた経験のない子が急にアレルギー症状を発症する可能性もあるため、常に危機意識を持ち発症に備えた十分な体制を整えておく必要がある。

(1) 体制整備 【資料2】(様式-10)

- ① 緊急時に適切に対応できるように職員の役割分担や運用方法を決めておく。
- ② 緊急時にエピペン®や内服薬を確実に使用できるように管理方法を決めておく。
- ③ 「緊急時対応経過記録表」(様式-10)は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用する。

(2) 緊急時の対応 【資料3、4、6、7】(様式-10)

- ① 初期対応（症状の出始め）
※発症した子どもは絶対に一人にしないこと
※アレルギー症状があったら5分以内に判断すること

誤食を発見、またアナフィラキシーが現れ始めた子どもを発見した者は、短時間のうちに重篤な状態に至ることを念頭におき対応する必要がある。

発見者は他の職員の応援を呼び、誤食してから間もない場合には、口に入れたものを吐き出させ、口をすすがせる等の初期対応を実施する。また、原因食物に触れて皮膚や粘膜に症状が現れている時には、速やかに大量の流水で原因食物を洗い流す。初期対応後、安静にできる場所に連れて行く。〔症状が急激に進む場合は移動させない〕

誤食(疑いを含む)や新規発症の疑いの場合、軽度の症状であっても、管理者(園長・副園長)に連絡のうえ、保護者にも連絡する。

保護者連絡の際、内服薬やエピペン®が処方されている場合は、内服薬服用や症状進行の際のエピペン®の使用について了承を得る。また、保護者と連絡が取れない場合は、「保育園等における生活管理指導表」(様式-3)、「食物アレルギーに関する対応表(園記載)」(様式-4)に従うこと。新規発症や疑いのある場合にも適切に対応する。

また、経過を記録するため「緊急時対応経過記録表」(様式-10)に記載する。

- ② 緊急性の高い症状が出現した場合 ※救急車要請をためらわないこと

5分ごとに観察をし続け、全身状態が悪化してきた場合、適切に対応するとともに速やかに救急車を要請する。

また、アナフィラキシーの症状(ぐったり、意識障害、脈が早いなど)が見られる、などの場合、足を頭より高くした状態(ショック体位)で寝かせ、嘔吐に備え顔を横向きにする。反応がなく呼吸がなければ心肺蘇生、AEDを使用する。



(3) 救急車要請について **【資料5】【様式-10】**

エピペン®を処方されている、または過去にアナフィラキシーを起こしたことがある児については、症状の軽重に関わらず速やかに救急車を要請すること。(誤食をした時点で、救急車を要請することも念頭におく。)

また、エピペン®を使用した場合や主治医指示または保護者から要請がある場合も救急搬送を要請する。

アレルギー症状は急変しうるため自家用車を使った保護者や園職員による1人での医療機関等への移送は行わない。救急車を要請することをためらわず、時期を逃すことなく医療機関へ搬送する。

救急車が到着するまでの間は、子どもから目を離さず状況を見守るとともに、エピペン®が処方されている場合、エピペン®を接種できる環境を整え、指示内容に従うこと。なお、子どもの症状・経過を、「緊急時対応経過記録表」(様式-10)に記録する。

(4) 救急車要請後の動き **【様式-10】**

- ・救急車が着いたら「緊急時対応経過記録表」(様式-10)を活用して、子どもの状態を説明する。
- ・緊急時に搬送を希望する医療機関が決まっている場合は、その旨を伝える。
- ・どのような応急手当をしたか救急隊員に説明し、事情のわかる職員が救急車に同乗する。
- ・救急車要請した場合は、必ず保育課へ一報を入れる。

(5) 救急車同乗時に持参するもの

内服薬・エピペン®処方児の場合

- エピペン® ⇒ 使用の有無に関わらず
- 「緊急時対応経過記録表」(様式-10)
- 「保育園等における生活管理指導表」(様式-3)
- 「食物アレルギーに関する対応表(園記載)」(様式-4)
- アレルギー用献立表および原材料配合表

新規発症、疑いの場合

- 「緊急時対応経過記録表」(様式-10)
- アレルギー用献立表および原材料配合表

7. 誤食事故が起こった場合について

誤食を未然に防ぎ、子どもが安心安全な園生活を送るために危機管理を高めることが大切である。誤食や誤食につながるヒヤリハット事例が発生した場合には、園全体の問題としてとらえ、なぜ起こったのか原因を分析し再発防止に取り組む。園で起こったことは全職員に周知することが事故防止につながる。

誤食事故が起こった場合には保育課に報告すること。

- (1) 給食、おやつ、その他行事等において誤食（可能性を含む）や原因食物に接触した場合および保育園で食物アレルギーとみられる症状が出現した場合には、まず、保育課に電話で一報入れる。その後、速やかに「食物アレルギーによる事故報告書」（様式-11）を提出する。
- (2) 日本スポーツ振興センター災害共済給付請求は、誤食により起きた急性症状に対する治療については給付対象（ただし園での新規発症は対象外）となるので、保護者に説明および確認を行う。ただし、医療保険各法に基づく療養に要した費用額が 500 点（5,000 円）以上のものが対象となる。保険外診療（差額ベット代・交通費等）は支給対象とならない。また、急性症状治癒後の継続的受診は給付対象にはならない。

誤食の主な発生原因

- ① 人的エラー（いわゆる配膳ミス（誤配）、原材料の見落とし、伝達漏れなど）
- ② ①を誘発する原因として、煩雑で細分化された食物除去の対応
- ③ 保育所に在籍する子どもが幼少のために自己管理できないこと など

（保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 2019 改訂版）

★資料

資料 - 1 アレルギー症状への対応の手順

資料 - 2 A施設内での役割分担

資料 - 3 B緊急性の判断と対応

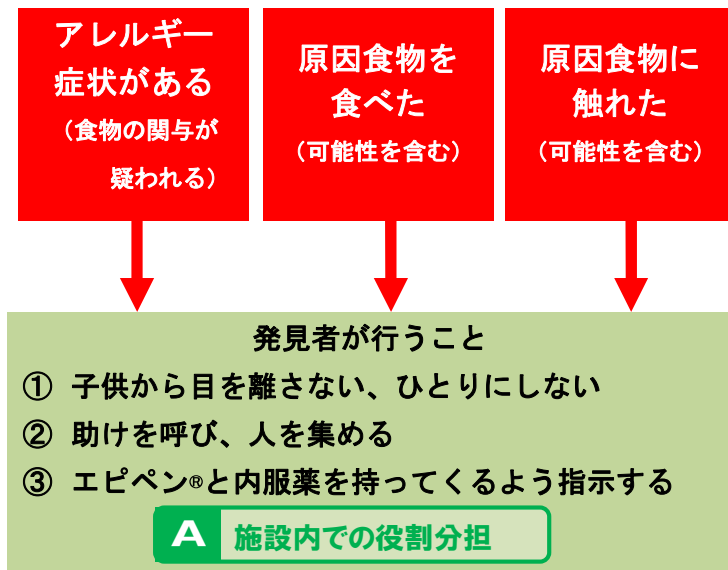
資料 - 4 Cエピペンの使い方

資料 - 5 D救急要請（119番通報）のポイント

資料 - 6 E心肺蘇生とAEDの手順

資料 - 7 F症状チェックシート

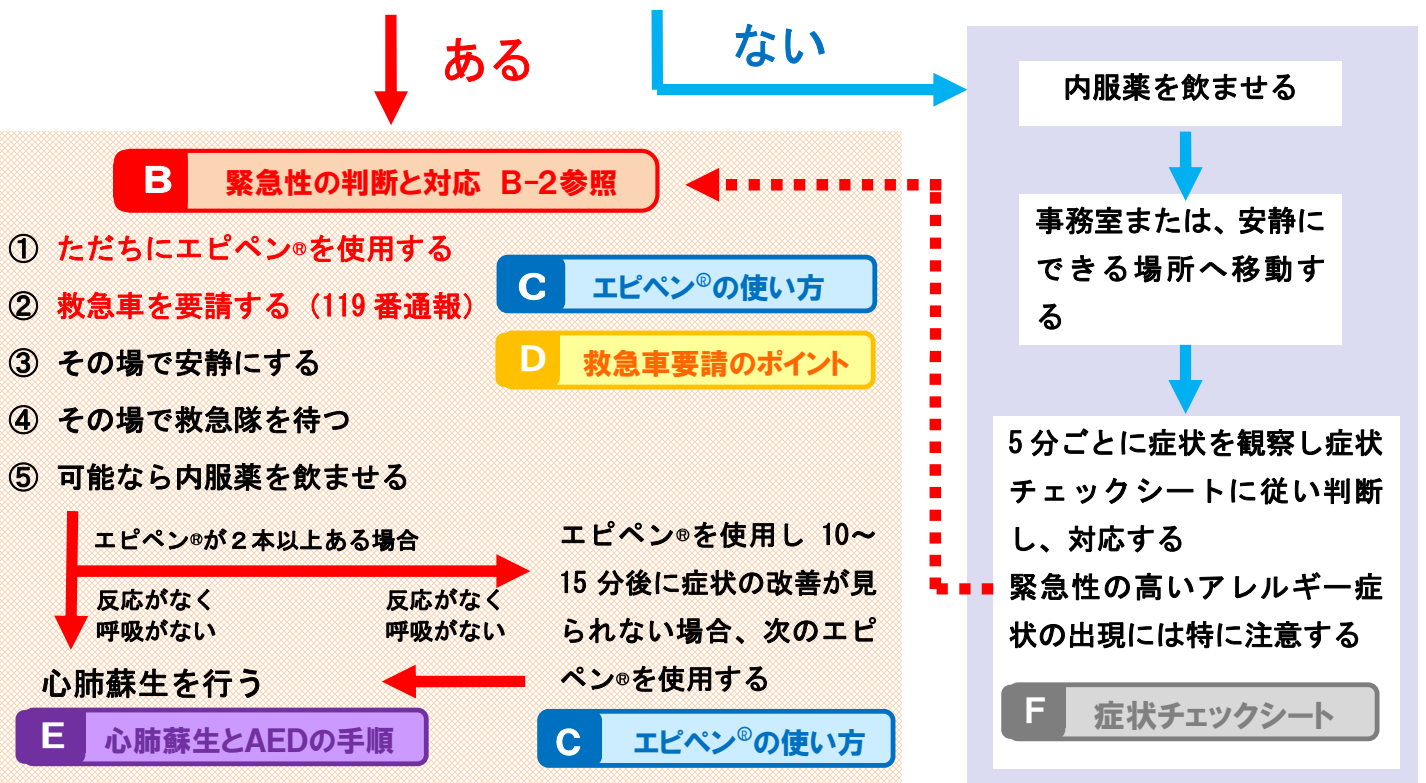
アレルギー症状への対応の手順



緊急性が高いアレルギー症状はあるか？

5分以内に判断する

B 緊急性の判断と対応 B-1参照



アレルギー症状

全身の症状

- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・尿や便を漏らす
- ・脈が触れにくい
- ・唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ・声がかすれる
- ・犬が吠えるような咳
- ・のどや胸が締め付けられる
- ・咳
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー、ヒューヒュー

消化器の症状

- ・腹痛
- ・吐き気、おう吐
- ・下痢

皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんま疹
- ・赤くなる

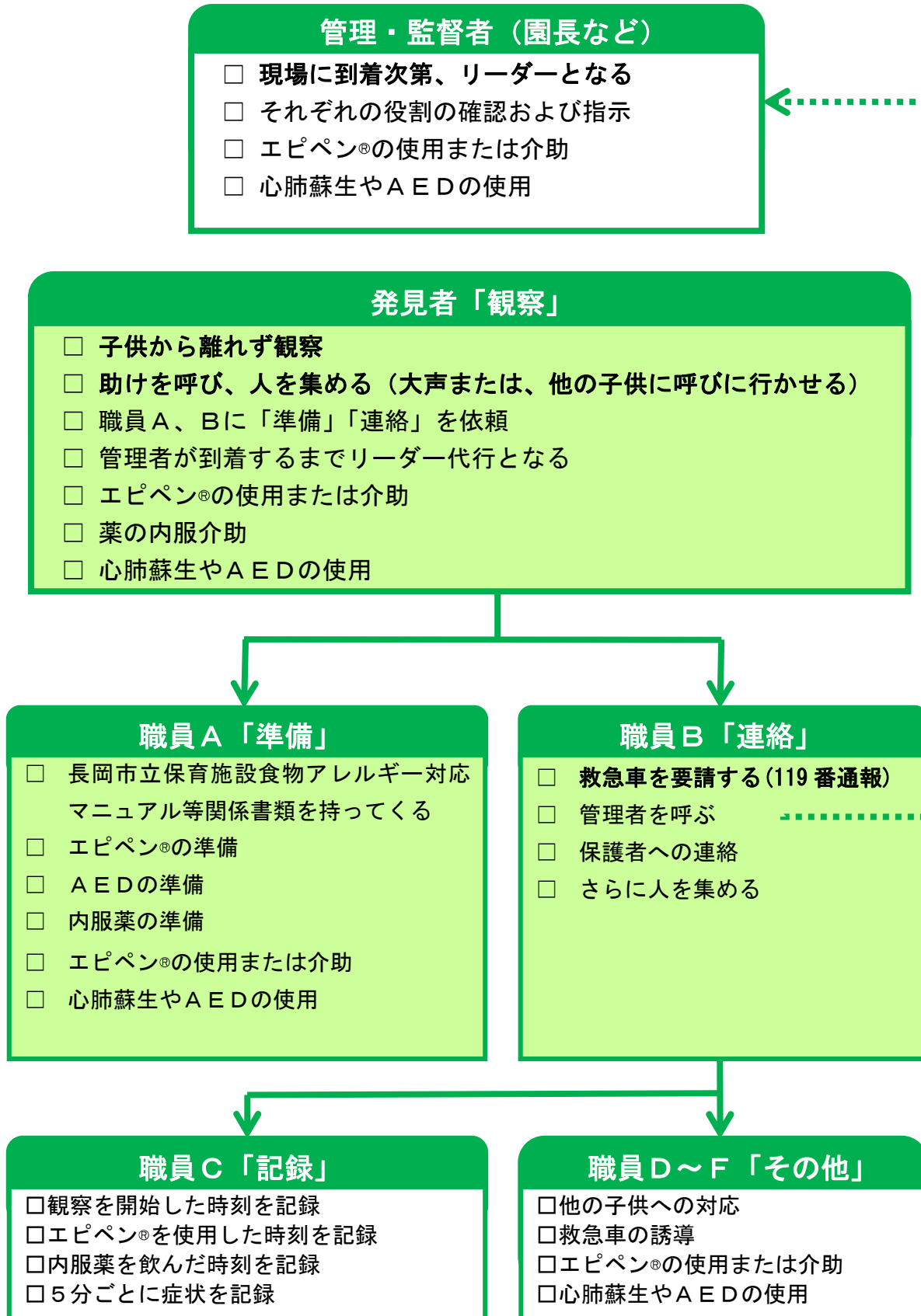
顔面・目・口・鼻の症状

- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- ・口の中の違和感、唇の腫れ

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
 - 声がかすれる
 - 犬が吠えるような咳
 - 息がしにくい
 - 持続する強い咳き込み
 - ゼーゼーする呼吸
- (ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

①ただちにエピペン®を使用する！

→ C エピペン®の使い方

②救急車を要請する(119番通報)

→ D 救急車要請のポイント

③その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④その場で救急隊を待つ

⑤可能なら内服薬を飲ませる。

内服薬を飲ませる

↓
事務室または、安静にできる場所へ移動する↓
5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する。緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する。

F 症状チェックシート

◆エピペン®を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生とAEDの手順

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる



エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開
けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバー
を下に向け、利き手で持つ
“ゲー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の
先端（オレンジ色の部分）を軽
くあて、“カチッ”と音がする
まで強く押しあてそのまま5つ
数える
**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオ
レンジ色のニードルカバーが
伸びているか確認する
伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を 10 秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子どもの太ももの付け根と膝
をしっかり抑え、動かないように固定す
る

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



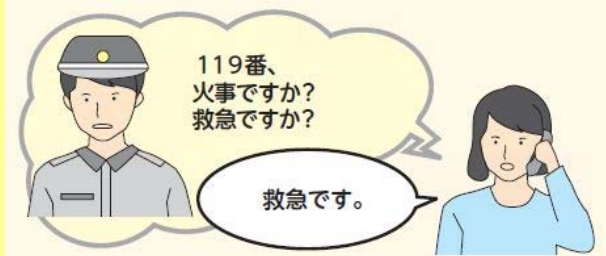
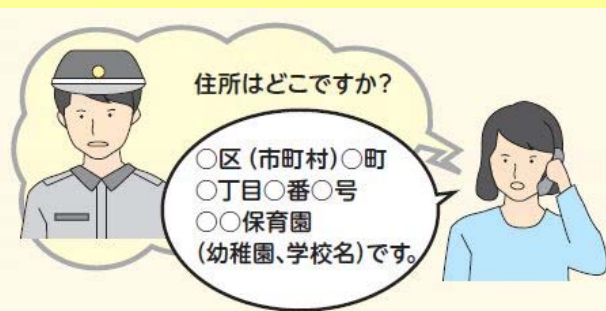
座位の場合



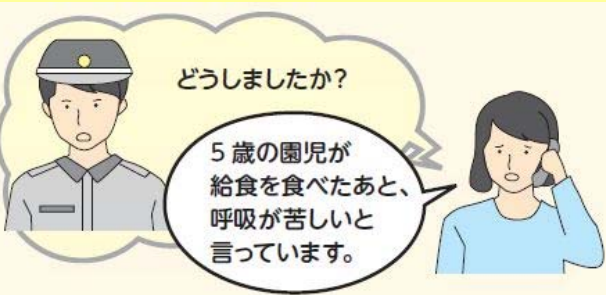
D

救急要請(119番通報)のポイント

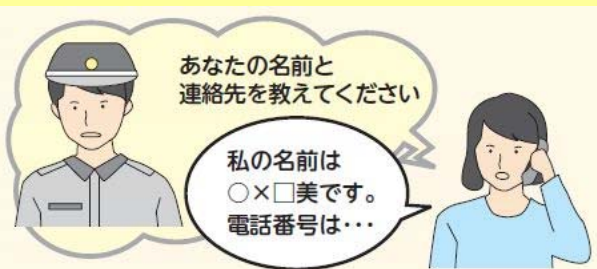
◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

① 救急であることを伝える② 救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく

③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン®の処方やエピペン®の使用の有無を伝える

④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

- ・ 通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・ その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

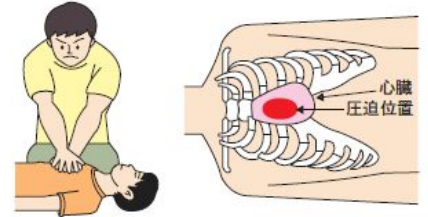
心肺蘇生とAEDの手順

- ◆ 強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆ 救急隊に引き継ぐまで、または子どもに普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

【胸骨圧迫のポイント】

①反応の確認

肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける



反応がない

②通報

119 通報と A E D の手配を頼む

- ◎強く（胸の厚さの約 1/3）
- ◎速く（100～120 回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

③呼吸の確認

10 秒以内で胸とお腹の動きを見る



【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- ◎約 1 秒かけて
 - ◎胸の上がりが見える程度

普段通りの呼吸をしていない

※普段通りの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ



【AED装着のポイント】

- ◎電源パッドを貼りつける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電源パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等で拭き取る
- ◎6 歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

④必ず胸骨圧迫！可能なら人工呼吸！

30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う

【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子どもに触れないように周囲に声をかける



⑤AED のメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、A E D の自動解析に従う

【ショックのポイント】

- ◎誰も子どもに触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す



F

症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻 (時 分) 内服した時刻 (時 分) エピペン®を使用した時刻 (時 分)

全身の
症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

数回の軽い咳

消化器
の症状

- 持続する強い (がまんできない) お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み (がまんできる)
- 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ① ただちにエピペン®を使用する
- ② 救急車を要請する
(119番通報)
- ③ その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④ その場で救急隊を待つ
- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ① 内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する
- ② 速やかに医療機関を受診する。
(救急車の要請も考慮)
- ③ 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン®を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ① 内服薬を飲ませる
- ② 少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

★各種様式

| 様式 | 内容 | 提出・保管等 |
|-------|-----------------------------|------------|
| 様式－1 | 児童の食物アレルギー症状の確認について（お願い） | 園→保護者 |
| 様式－2 | 食物アレルギー児の対応について | 園→保護者 |
| 様式－3 | 保育園等における生活管理指導表（アレルギー疾患用） | 園⇔保護者⇔医療機関 |
| 様式－4 | 食物アレルギーに関する対応票（園記載） | 園 |
| 様式－5 | エピペン所持児童の緊急対応の情報提供について（同意書） | 保護者→園 |
| 様式－6 | 除去食解除申請書 | 保護者→園 |
| 様式－7 | エピペンの処方を受けている園児の報告 ① | 園→保育課 |
| 様式－8 | エピペンの処方を受けている園児の報告 ② | 保育課→消防本部 |
| 様式－9 | エピペンの処方を受けている園児の報告 ③ | 保育課→救急搬送先 |
| 様式－10 | 緊急時対応経過記録表 | 園 |
| 様式－11 | 食物アレルギーによる事故報告書 | 園→保育課 |
| 様式－12 | 内服薬・エピペン保管依頼書 | 園⇔保護者 |

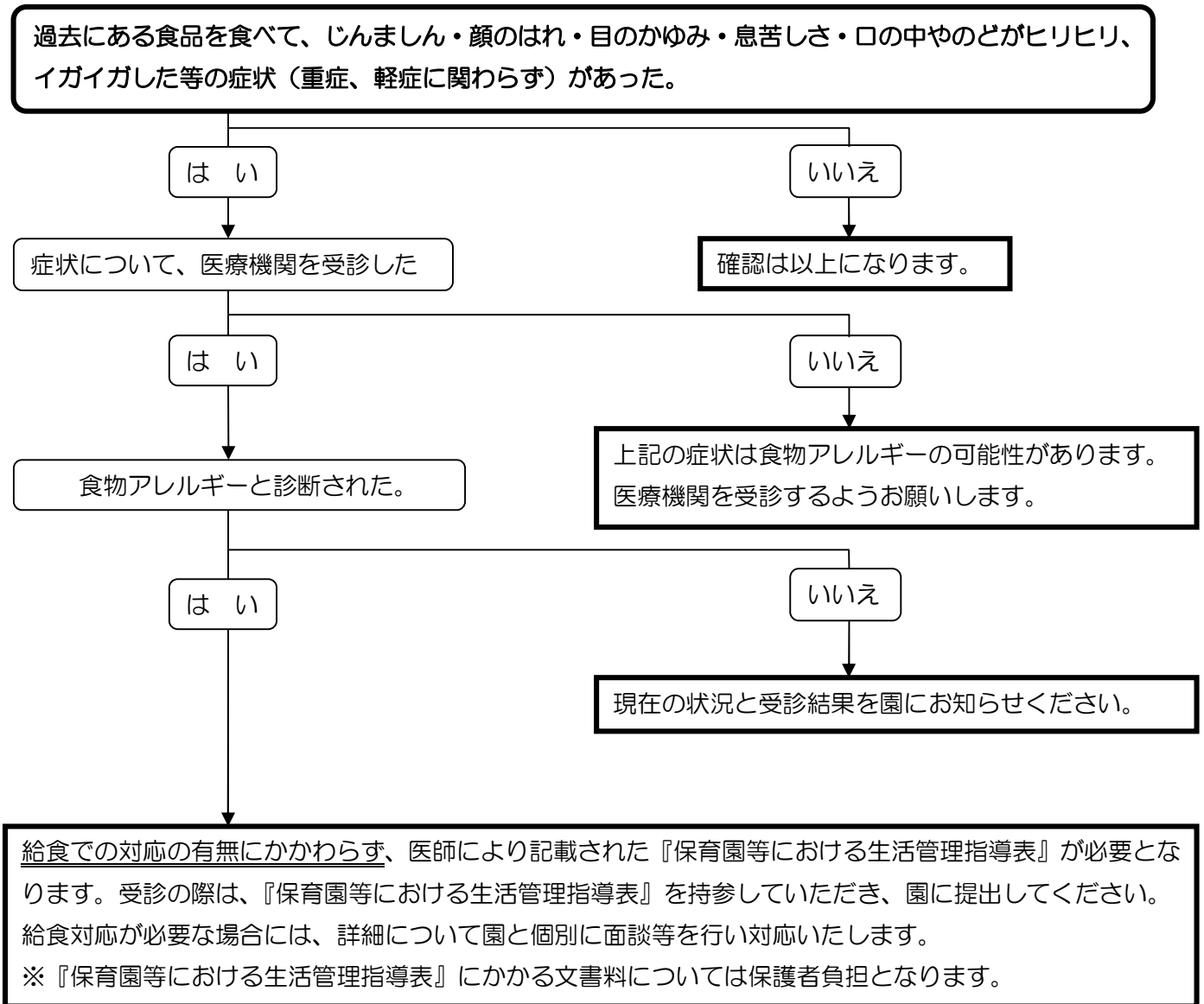
保護者様

長岡市教育委員会
子ども未来部保育課長

児童の食物アレルギー症状の確認について (お願い)

食物アレルギーとは特定の食物を摂取することによって、皮膚や呼吸器・消化器あるいは全身に生じるアレルギー反応です。園での給食を安全に提供するために、事前にお子さんの状況について、下記の症状の有無とその後の対応について確認をお願いいたします。

なお、緊急な対応が必要な場合や、悩み・不安等がありましたら、遠慮なく園にご相談ください。



(問い合わせ先：各保育施設)

(様式-2)

食物アレルギーのある

お子さんの保護者の方へ

長岡市教育委員会

子ども未来部保育課長

食物アレルギー児の対応について

園の給食における食物アレルギー児の対応については、医師の診断・指示を受け、食事制限を家庭で行っていることが前提です。家庭と園とが協力して普段から充分話し合い、家庭での食事の様子、さらに園での給食を含む生活全般について常に連絡を取り合い対処したいと思います。

つきましては、食物アレルギーを持つお子さんの園における給食の対応について、次の内容に関して保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1. 食物アレルギー対応が必要な場合について

(1) 食物アレルギーと診断された場合には、医師により記載された「保育園等における生活管理指導表」が必要になります。受診の際は、「保育園等における生活管理指導表」を持参していただき、その後、園に提出していただきます。

※「保育園等における生活管理指導表」にかかる文書料については保護者負担となります。

(2) 概ね年に1回受診し、「保育園等における生活管理指導表」の指示内容の確認を基本とします。提出していただいた書類をもとに、保護者の方と園で相談しながら具体的な対応について確認していきます。

(3) 年度途中で医師の指示に変更があった場合は、園にご連絡ください。

2. 給食対応について

(1) 集団給食の中で可能な範囲の除去(代替)食を用意します。除去食は原因食品の完全除去となります。

※ある原因食品の除去が必要であっても、少量であれば摂取できることが良くあります。

園では、個々のバラバラな摂取量上限にそれぞれ対応していくことは実質不可能であり、園における対応は“完全除去”としています。

(2) 調味料、ダシ、油脂等については個別に対応します。鶏卵での卵殻カルシウム、牛乳・乳製品での乳糖・乳清焼成カルシウム、小麦での醤油・酢・麦茶・味噌、大豆での大豆油・醤油・みそ、ゴマでのゴマ油、魚でのかつおだし・いりこだし・魚醤、肉類のエキスについては、「保育園等における生活管理指導表」の記載に基づいて対応を行います。

(3) 園での給食献立は、通常献立とアレルギー対応献立の2種類を基本としています。

アレルギー対応献立は各アレルゲンに対応する献立ではなく、在園するアレルギー児が全員食べられるようにしています。通常献立の内容によっては、アレルゲンではない食材も除去したものを提供することもあります。

(様式-2)

(4) 次のような場合には、お弁当の持参をお願いする場合があります。

- ①微量なアレルギーでアナフィラキシーを発症する場合
- ②製造ライン上での混入の可能性のある食品まで除去を必要とする場合
- ③原因食品が多品目で給食での除去対応が困難な場合

※土曜保育や園行事等でお弁当を持参する場合は、家庭で摂取できている場合でも除去解除になるまでは、お弁当に原因食品が入らないようご協力ください。

(5) 毎月、給食のアレルギー用献立表（食材が明記されたもの）をお渡ししますので、事前確認をお願いします。除去する食品に印をつけて園職員にお渡しください。また、代替食品についても、事前にお伝えしますので確認をお願いします。

なお、お子さん自身にも、当日の献立において食べられないものを伝えてください。

(6) おかわりによる誤食を防ぐため、食物アレルギー児のおかわり（2杯目）はありませんが、園児の状況をみて食べられる適量を最初に盛り付けます。

3. 除去食の解除について

(1) 医師の指導のもと、複数回食べて症状が誘発されないことが確認できましたら、保護者記載の「除去食解除 申請書」を提出してください。

※この場合、「保育園等における生活管理指導表」を新たに提出する必要はありません。

4. 緊急時に備えた処方薬をお預かりする場合について

- (1) お預かりする薬は、食物アレルギーを診察している主治医が処方した薬に限ります。
- (2) お預かりするにあたり、緊急時に備えた処方薬の取り扱いなどについて面談をさせていただきますので、ご協力をお願いします。
- (3) お預かりする薬の容器や袋に、お子さんの名前を書いてください。

5. その他（情報管理について）

- (1) 園における日常の取り組み、および緊急時の対応に活用するため「保育園等における生活管理指導表」の内容などの情報は、園職員全員で共有させていただきます。ご了承ください。
- (2) エピペン所持児童については、消防機関・医療機関等へ情報提供をさせていただきます。ご了承ください。

保育園等における生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

園名:

男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳 _____ ヶ月)

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

| | | |
|--|--|---|
| <p>病型・治療</p> <p>A. 食物アレルギー病型</p> <p>1. 食物アレルギーの関与する乳幼児アトピー性皮膚炎</p> <p>2. 即時型</p> <p>3. その他 (新生児乳児消化管アレルギー→口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー→ラテックスアレルギー→その他)</p> <p>B. アナフィラキシーの病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</p> <p>1. 食物 (原因: _____)</p> <p>2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー: _____)</p> <p>C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載</p> <p>1. 鶏卵 《 _____ 》 <small>〔除去根拠〕 該当するもの全てを《 》に記載 ① 明らか症状の既往 ② 食物負荷試験陽性 ③ Ige抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取</small></p> <p>2. 牛乳・乳製品 《 _____ 》</p> <p>3. 小麦 《 _____ 》</p> <p>4. ソバ 《 _____ 》</p> <p>5. ピーナッツ 《 _____ 》</p> <p>6. 大豆 《 _____ 》</p> <p>7. ゴマ 《 _____ 》</p> <p>8. ナッツ類 《 _____ 》</p> <p>9. 甲殻類 《 _____ 》</p> <p>10. 軟体類・貝類 《 _____ 》</p> <p>11. 魚卵 《 _____ 》</p> <p>12. 魚類 《 _____ 》</p> <p>13. 肉類 《 _____ 》</p> <p>14. 果物類 《 _____ 》</p> <p>15. その他 《 _____ 》</p> <p>D. 緊急時に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)</p> <p>2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」)</p> <p>3. その他 _____</p> | | <p>園での生活上の留意点</p> <p>A. 給食・雑乳食・おやつ</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要 (管理内容については病型・治療のC欄及び下記C.上欄を参照)</p> <p>B. アレルギーマシニング用調整粉乳</p> <p>1. 不要</p> <p>2. 必要 該当ミルク製品名 (_____)</p> <p>C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの</p> <p>病型・治療のC.欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみ○をつける</p> <p>※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。</p> <p>鶏卵: 卵殻カルシウム</p> <p>牛乳・乳製品: 乳糖・乳清・脱脂粉乳・清乳・生乳・生乳成分</p> <p>小麦: 醤油・酢・小麦・味噌</p> <p>大豆: 大豆油・醤油・味噌</p> <p>ゴマ: ゴマ油</p> <p>魚類: かつおだし・いりこだし・魚醤</p> <p>肉類: 肉エキス (調味料)</p> <p>D. 揚げ油の共用や調理過程における原因食物微量混入によるアナフィラキシー発症の可能性</p> <p>1. ほとんどなし (園での管理不要)</p> <p>2. あり</p> <p>E. 食物・食材を扱う活動</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 原因食材を教材とする活動の制限 (_____)</p> <p>3. 調理活動時の制限 (_____)</p> <p>4. その他 (_____)</p> <p>F. 特記事項</p> <p>(その他に特別な配慮や管理が必要がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所が保護者と相談のうえ決定)</p> |
| <p>緊急時連絡先</p> <p>〔長岡市での緊急時対応〕</p> <p>○長岡市では、アドレナリン自己注射薬を処方されている児童・生徒については、救急車での救急病院(3病院)への搬送を基本とする。</p> <p>※ アドレナリン自己注射薬を処方されていない場合も、緊急時には救急車での搬送を原則とする。</p> | | |
| <p>★保護者</p> <p>電話: _____</p> <p>保護者署名: _____</p> | | |
| <p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医療機関名 _____</p> <p>医師名 _____</p> | | |

幼・保

●園における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を園の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- 1. 同意する
- 2. 同意しない

食物アレルギーに関する対応表 (園記載)

| クラス | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年月日 | | | | | | |
| 確認印 園長、担任、 調理員等 | | | | | | |

(該当する項目に☑をつけてください)

| 園児名 | 男女 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
|---|---|-------|------------------|---|---|
| 1. 生活管理指導表 (有・無) | 発症時期： 年 月頃 (歳 ヶ月頃) | | | | |
| | 医療機関名： | | 主治医名： | | |
| 2. 原因食物 (生活管理指導表 病型・治療C 参照) | | | | | |
| 3. 給食・離乳食・おやつの留意点 (生活管理指導表 園での生活上の留意点参照) | アレルギー用調整粉乳(粉ミルク)の使用 ☐不要 ☐必要 (製品名：) | | | | |
| | 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの ☐なし ☐ある () その他の配慮・管理事項 | | | | |
| 4. 原因食物を摂取後に起こる症状 | ☐不明 ☐ある [] | | | | |
| | ☐不明 ☐ある [] | | | | |
| | ☐不明 ☐ある [] | | | | |
| | ☐不明 ☐ある [] | | | | |
| | アナフィラキシーの既往 ☐無 ☐有 原因食物： [] 具体的な症状 [] 最終発症年月 [年 月] [年 月] [年 月] | | | | |
| 5. 園生活における留意点 | 食物・食材を扱う活動や運動など | | | | |
| 6. 家庭での食事・おやつの除去程度 (*園では完全除去対応) | | | | | |
| 7. 緊急時に備えた処方薬 (有・無) | ☐内服薬(保管場所：) 内服するタイミング [] | | | | |
| | ☐アドレナリン自己注射薬「エピペン®0.15mg」(保管場所：) 接種するタイミング [] | | | | |
| 8. 除去解除となった場合 ※2, 3, 4, 5, 6に記載してある原因食物を 赤色二重線で見え消し訂正すること | 除去解除食品 | 除去解除日 | ※「除去解除申請書」も一緒に保管 | | |
| | | 年 月 日 | ～ | | |
| | | 年 月 日 | ～ | | |

(様式-5)

保護者 様

長岡市教育委員会
子ども未来部保育課長

エピペン®所持児童の緊急対応の情報提供について (お願い)

エピペン®所持をしているお子さんが、緊急時においてより適切な対応ができるように長岡市では保育課を通し、事前に長岡市消防本部、救急搬送先である市内の3病院（長岡赤十字病院・立川総合病院・長岡中央総合病院）への情報提供を行なっております。

つきましては、お子さんに緊急対応が必要となった場合、迅速に緊急搬送、治療を行うため事前に情報提供をさせていただくことに同意していただき、下記の必要事項について記入し、園に提出をお願いします。

記

_____ 園長 様

_____ 児童名 _____

エピペン®所持児童の緊急対応の情報提供について (同意書)

緊急時の対応に活用するため、長岡市消防本部、救急搬送先である市内の3病院（長岡赤十字病院・立川総合病院・長岡中央総合病院）に情報を提供することに同意します。

年 月 日

_____ 保護者氏名 _____

_____ 印 _____

除去食解除 申請書

年 月 日

_____ 保育園 _____ クラス

園児氏名 _____

これまで除去していた【食物名： _____】に関して、医師の指導のもと、これまでに複数回食べて症状が誘発されていないので、園における完全解除をお願いします。

保護者名： _____ 印

エピペン[®]の処方を受けている園児の報告 1

【新規・継続】

保育課への報告： 令和 年 月 日

| | |
|-----------------|------------|
| 園名 | (歳児クラス) |
| ふりがな 氏名 | 男・女 |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 生活管理指導表 | 有 ・ 無 |
| 受診先(主治医) | |
| 原因食物 | |
| エピペン預かり開始日 | 年 月 日 |
| 園内研修 (エピペン実技含む) | 年 月 日 実施済み |
| | 年 月 日 研修予定 |
| エピペン処方に至った経緯 | |

*保護者に、エピペン所持等の内容を事前に関係機関へ報告することの同意を得ておいてください。(様式-5)

エピペン®の処方を受けている園児の報告 2

令和 年 月 日 現在の報告

- ・保護者からエピペン®の処方を受けている園児の報告がありました。

| | 園名 | 歳児 | 人数 | 備考 |
|----|----|----|----|----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |

合 計 _____ 人

保育課→救急搬送先

医療法人立川メディカルセンター 立川総合病院 様
日本赤十字社 長岡赤十字病院 様
新潟県厚生農業協同組合連合会 長岡中央総合病院 様

エピペン[®]の処方を受けている園児の報告 3

令和 年 月 日 現在の報告

下記の _____ 名 がエピペン[®]の処方を受けていますので報告します。

| | 園名 | 園児氏名 | 性別 | 生年月日 | 備考 |
|----|----|------|--------|------|----|
| 1 | | | 男 女 | | |
| 2 | | | 男 女 | | |
| 3 | | | 男 女 | | |
| 4 | | | 男 女 | | |
| 5 | | | 男 女 | | |
| 6 | | | 男 女 | | |
| 7 | | | 男 女 | | |
| 8 | | | 男 女 | | |
| 9 | | | 男 女 | | |
| 10 | | | 男 女 | | |

施設名:

園長名:

報告者名:

食物アレルギーによる事故報告書

新規 誤食 誤食以外

| | | | |
|---|--|--|--------------|
| <input type="checkbox"/> 園で誤食または誤食以外で発症した場合 | | <input type="checkbox"/> 家庭で誤食または誤食以外により園で発症した場合 | |
| 園児名: | 生年月日: 年 月 日 (歳) | | |
| かかりつけ医療機関名: | 今回救急対応でかかった病院名: | | |
| 除去食品 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () | | |
| 原因と思われる食品 | 推定摂取量() | | |
| 事故発生日時 | 令和 年 月 日 | 時 分 | 場 所: |
| 発症時刻 | 令和 年 月 日 | 時 分 | 主症状: |
| 内服薬の使用 | <input type="checkbox"/> 所持なし <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (時 分) | | |
| エピペンの使用 | <input type="checkbox"/> 所持なし <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (時 分) | | |
| アナフィラキシー | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 () | | |
| 病院搬送 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ・救急車要請時刻 (時 分) ・その他の搬送手段() | | |
| 保護者連絡時刻 | 令和 年 月 日 | 時 分 | 連絡先: 連絡者: |
| 事故の発生状況及びその原因 | | | |
| 再発防止策 | | | |
| 診断結果等 | | | |

【 参考・引用 】

◇保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版（厚生労働省）

◇食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2017（食物アレルギー研究会）

◇一般向けエピペン[®]の適応（一般社団法人日本小児アレルギー学会）

【 出典 】

◇食物アレルギー緊急時対応マニュアル2018年3月版（東京都健康安全研究センター）

※資料1～7は東京都の承諾を得て、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル 2018年3月版」を一部改変して掲載しています。

令和2年11月（改訂版）発行

長岡市教育委員会 保育課

電話：0258-39-2219